

特記仕様書

この特記仕様書は、次の業務に適用する。

業務番号 平成31年度 加整委 第2号

業務名 加太開発整備事業（2号用地）詳細設計業務

1 業務の目的

本業務は、コスモパーク加太（2号用地）土地売却に係る土地造成のための詳細設計を実施することを目的とする。

2 業務の場所

和歌山県和歌山市加太地内（別添図面参照）

3 遵守法令等

- ・都市計画法（昭和43年6月15日法律第100号）
- ・都市計画法施行令（昭和44年6月13日政令第158号）
- ・都市計画法施行規則（昭和44年8月25日建設省令第49号）
- ・宅地造成等規制法（昭和36年11月7日法律第92号）
- ・宅地造成等規制法施行令（昭和37年1月30日政令第16号）
- ・宅地造成等規制法施行規則（昭和37年2月20日建設省令第3号）
- ・宅地造成等規制法の施行にあたっての留意事項について（国総民発第7号 平成13年5月24日）
- ・開発行為と宅地造成に関する工事申請の手引き（和歌山市 平成30年4月1日改訂版）
- ・その他関係法令等

4 業務内容について

- ・打合せについては、業務全般を遂行するために必要な回数を計上している。
- ・関係機関との協議回数は打合せ回数には計上していないが、協議に必要な図面等の準備には協力すること。
- ・設計条件は、土地購入者側の意向に沿う必要があるため、設計段階での条件変更に対しては、誠意を持って柔軟かつ迅速な対応を行うこと。
また、土地購入者側との調整には時間等を要することが予測されるが、目標とする期日までに開発許可が下りるよう、別途通知の期日（6月中旬頃予定）までに設計を完成させること。
- ・別途実施中の上下水道設計及び道路設計との調整や連携が必要不可欠であることから、相互の業務を円滑かつ効率的に進める必要があるため、当方からの指示事項に対しては、別途通知の期日を守ると共に誠意を持って対応すること。
- ・業務期間中における隣接地の商談等において新たに発生する設計条件の見直し等に対しても、誠意を持って柔軟かつ迅速な対応を行うこと。
- ・開発許可申請書（開発行為協議書）添付図面の作成方法は別紙1を参照。
- ・開発許可申請（開発行為協議）の書類審査段階においては、和歌山市から書類（図面等）の補正指示を受けることが予測されるため、その対応に対しては誠意を持って対応すること。
- ・開発許可が下りた後には、速やかに工事発注に着手する必要があるため、別途通知する期日までに、別途通知の図面と数量計算書を提出しなければならない。
- ・成果品については、和歌山県電子納品運用ガイドラインに基づくものとする。
- ・上記以外の事項については、土木設計業務等共通仕様書（和歌山県国土整備部）に準じる。

(別紙1) 特記仕様書

開発行為協議書作成図面一覧表

図面の種類	様式	明示すべき事項	備考
1. 開発区域進入経路図	A 3	<ul style="list-style-type: none"> ・開発区域の境界（朱色） ・既存道路（県道粉河加太線）を緑色に着色し、道路名・道路管理者名・総幅員（25m）を記載 ・その他、和歌山市から指示のある事項 	基図： 当方から 提供する 電子地形 図
2. 排水経路図 縮尺：1／2500	A 3	<ul style="list-style-type: none"> ・排水経路を青色で着色し、流下方向を明示する（矢印と付ける） ・放流先の名称（1号調整池）及び管理者名（和歌山県土地開発公社）を記入 ・その他、和歌山市から指示のある事項 	基図： 当方から 提供する 電子デー タ図面
3. 排水流域図	A 4	<ul style="list-style-type: none"> ・開発区域内の各排水区域内の各排水区域 ・排水先の位置における当該排水先の河川等の流域を明記 ・その他、和歌山市から指示のある事項 	基図： 当方から 提供する 電子デー タ図面
4. 造成計画平面図 縮尺：1／500	A 1	左記基図に、次の事項を加筆する <ul style="list-style-type: none"> ・切土（黄色）と盛土（緑色）の色分け ・その他、和歌山市から指示のある事項 	基図： 設計業務 で作成す る図面